

令和2年12月25日

生徒及び保護者 様

千葉県立千葉高等学校

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（お知らせ）

千葉県教育委員会から、以下のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

このたび、いすみ市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」が発生し、現在、千葉県においては、「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、対応を行っているところです。

各家庭においては、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底してください。また、放課後及び休日等の野外における諸活動を含め、別紙1（環境省作成）を参考に適切に対応してください。

## 野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています  
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします